

# 住宅性能表示制度・長期優良住宅認定制度に関する壁量基準の見直し

## 【住宅性能表示制度】

- 耐震等級等において2階以下の木造建築物に適用される壁量計算については、建築基準法関係告示の改正（令和6年5月31日）に合わせて実荷重に応じた必要壁量を算定するよう見直し（令和6年7月5日改正）。

## 【長期優良住宅認定制度】

- ZEH水準の重量化した建物に対応した耐震性能を確保するため、壁量計算により耐震性を確認する場合には、令和4年10月より暫定的に耐震等級3を求めていたところ。住宅性能表示制度における壁量基準の見直しを踏まえ、壁量計算による場合であっても耐震等級2以上で認定可能となるよう、暫定的な措置を終了（令和6年7月5日改正）。

### 主な改正事項

#### ① 住宅性能表示制度における評価方法基準の見直し

- 以下の算定式により、実荷重に応じた必要壁量を算定することを規定。等級2以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級2≧1.25倍、等級3≧1.5倍）を乗じて必要壁量を算定するよう見直し。  
※必要壁量表は廃止。地震地域係数Zは引き続き計算に含める。  
※準耐力壁等の扱いについては、改正後の建築基準法の規定と同様とする。

#### <算定式（床面積あたりに必要な壁量）>

$$L_w = (Z \cdot A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L<sub>w</sub> : 当該階の床面積あたりの必要壁量 [cm/m<sup>2</sup>]

Z : 地震地域係数 0.7~1.0

A<sub>i</sub> : 層せん断力分布係数

$A_i = 1 + \frac{(1/\alpha_i) - \alpha_i}{2T} \times 2T / (1+3T)$

固有周期T=0.03h [秒]

α<sub>i</sub> : 建築物のA<sub>i</sub>を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h : 建築物の高さ [m]

C<sub>o</sub> : 標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σw<sub>i</sub> : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（積雪荷重を含む） [kN]

A<sub>fi</sub> : 当該階の面積 [m<sup>2</sup>]

【注】赤字部分は建築基準法における算定式と異なる箇所

#### ② 長期優良住宅認定制度における認定基準の見直し

- 壁量計算により耐震性を確認する場合には、耐震等級2以上で認定基準に適合するよう見直し。  
※令和4年10月より、耐震等級3を求めていた暫定的な措置は終了。

#### ③ 経過措置

- これらの基準の見直しは令和7年4月1日より適用する。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに設計住宅性能評価又は長期優良住宅の認定等の申請を行うものについては、改正前の基準によることができる。

## 【建築基準法第20条第1項第2号】

# 階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化

### 現状・改正主旨

- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があり、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第1項第2号）
- 近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高とした建築物のニーズが高まっている。
- 一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第1項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

		~13m* ※軒高9m	13m*~60m ※軒高9m	60m~
1階建	~500㎡	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡~	簡易な構造計算(許容応力度計算)		
2階建	~500㎡	仕様規定		
	500㎡~	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建~				

### 改正概要

- 高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大

#### 【簡易な構造計算の規模】



【建築基準法第20条第1項第3号】

構造計算が必要な木造建築物の規模の引下げ

現状・改正主旨

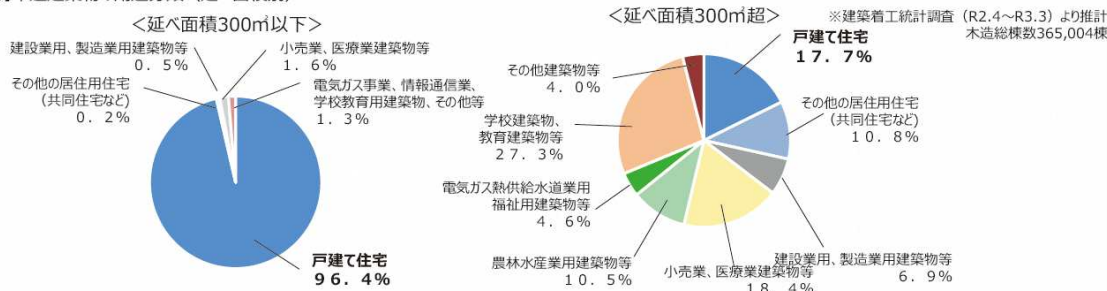
- 2014（平成26）年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。（H30告示改正）
- 2階建以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。（法第20条第1項）
- 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

改正概要

- 木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）、構造安全性を確保



【参考】木造建築物の用途分類（延べ面積別）



【建築基準法第20条】

木造建築物の構造計算対象の規模

規程		高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下		仕様規定		
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
4階建～			高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		

規程		高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下		仕様規定		
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
4階建～			高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		

# その他の小規模木造建築物に係る基準の見直し

## 【枠組壁工法】

平成13年告示第1540号 改正

### ① 壁量等基準の整備

- 簡易表は廃止し、算定式を位置づけ
- ・存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
- ・鉛直方向壁量充足率を規定

### ② 構造計算ルート2の創設

### ③ 床根太・たる木の間隔が65cm超の場合に、部分計算による検証で可とするよう合理化

(現行では、ルート1計算時に床根太・たる木の間隔が65cm超の場合には、建築物全体の構造計算が必要)

### ④ 床版・屋根版の面材にMDFを追加

### ⑤ 外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結をルート1計算時に適用除外

(現行では、ルート1計算時も、外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組を、金物又は壁材で緊結が必要)

### ⑥ 木質接着パネル工法に関する項目の除外 (※平成13年告示第1540号と第1541号を統合)

- ・本工法の告示を新設し、仕様規定及び許容応力度計算ルートを新設予定 (平成13年告示第1540号からは規定を削除)
- ・「木質プレハブ工法」から「木質接着パネル工法」に名称を変更

## 【伝統的構法等】

平成28年告示第690号 第691号 改正

○平成28年告示第691号第2号において、耐力壁線間距離の算定式を追加

○階高が3.2mを超える場合、告示の各表の値に階高に応じた係数を乗じる

## 【基礎】

平成12年告示第1347号 改正

○地盤の種類に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする

(現行では、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤では、無筋のコンクリート基礎とすることができる)

## 【建築士法第3条】

# 建築基準法改正に伴う二級建築士等の業務独占範囲の見直し

## 現状・改正主旨

- 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるため、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。(簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を担えることとしている。)
- 今般の建築基準法の改正により、3階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すこと等に伴い、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲として定められている二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必要。

## 改正概要

○従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する(※)

※一級建築士でなければ設計等をすることのできない木造建築物等の「高さ」について、「地階を除く階数4以上又は高さ16m超」に見直す。

※木造建築士の業務範囲についても「階数が2以下かつ高さ16m以下」の木造建築物に見直す。

現行		高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m					高さ > 13m または 軒高 > 9m	
延べ面積 S (㎡)	木造	木造			RC造・S造等		RC造・S造等	高さ > 16m または 4階建 (地階を除く)以上
		1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建		
S ≤ 30㎡		建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる			
30㎡ < S ≤ 100㎡		③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			
100㎡ < S ≤ 300㎡								
300㎡ < S ≤ 500㎡								
500㎡ < S ≤ 1000㎡	特殊							
1000㎡ < S	特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない			

改正		高さ ≤ 16m					高さ > 16m または 4階建 (地階を除く)以上	
延べ面積 S (㎡)	木造	木造			RC造・S造等		RC造・S造等	高さ > 16m または 4階建 (地階を除く)以上
		1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建		
S ≤ 30㎡		建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる			
30㎡ < S ≤ 100㎡		③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			
100㎡ < S ≤ 300㎡								
300㎡ < S ≤ 500㎡								
500㎡ < S ≤ 1000㎡	特殊							
1000㎡ < S	特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない			

※改正事項：赤字下線部

# 【参考】省エネ基準適合義務化

※詳細は10月24日、11月6日に開催する「改正建築物省エネ法講習会」で説明します。

## 改正建築物省エネ法の概要

Point

・2022年に**建築物省エネ法の改正法**が公布され、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける**など、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

### ■ 省エネ性能の底上げ 建築物省エネ法

2025年4月～

全ての**新築住宅・非住宅**に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施  
 ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

### ■ ストックの省エネ改修 住宅金融支援機構法

2023年4月～

住宅の省エネ改修の**低利融資制度**の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

### ■ 形態規制の合理化(施行済) 建築物省エネ法

省エネ改修で設置 **高効率の熱源設備** 絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合  
 (市街地環境を害さない範囲で) **形態規制の特例許可**

### ■ 再エネ利用設備の導入促進 建築物省エネ法

2024年4月～

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の**再エネ利用設備** **\*1の設置を促進する区域\*2**を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等  
 ※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

### ■ 再エネ導入効果の説明義務

・建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明  
 ・条例で定める用途・規模の建築物が対象

### ■ 形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合 **太陽光パネル等**  
**形態規制の特例許可** 太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

### ■ より高い省エネ性能への誘導 建築物省エネ法

2024年4月～

住宅**トップランナー制度**の対象拡充(施行済)

省エネ性能表示の**推進**

[改正前] 建売戸建、注文戸建、賃貸アパート

- ・販売・賃貸の**広告**等に省エネ性能を**表示する方法**等を国が告示
- ・必要に応じ、**勧告・公表・命令**

[改正後] **分譲マンション**を追加

(参考) 誘導基準の強化 [省令・告示改正]  
 低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等  
**一次エネルギー消費量基準**等を強化

	【改正前】	【改正後】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられる。

## 省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、**全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。**

< 現行制度からの変更点 >

	現行制度		2025年 4月以降	改正 (2025年4月以降)	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務	届出義務	→	適合義務	適合義務
中規模 (300㎡以上)	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

## 適用除外

以下の建築物については適用除外となる。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項)、仮設建築物(同法第85条第2項)、仮設興行場等(同法第85条第6項又は第7項)

空気調和設備を設ける必要がないものの例

- ✓ 自動車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
- ✓ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院等  
(例外的適用除外)
- ✓ 適用除外部分と一体的に設置される昇降機

# 増改築時の省エネ基準適合

- 省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となる。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれない。
- 増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要がある。

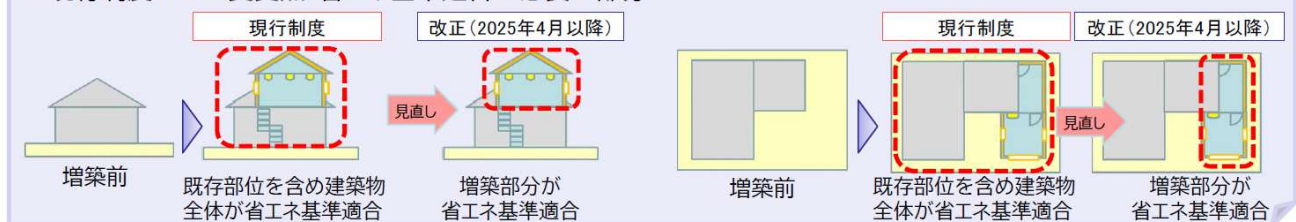
## 増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要がある。**

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではない点に要注意。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではない。

< 現行制度からの変更点: 省エネ基準適合が必要な部分 >



## 増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に着工する増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要。

Point

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月(R7年4月)**以降に**工事に着手**するものから適用されます。

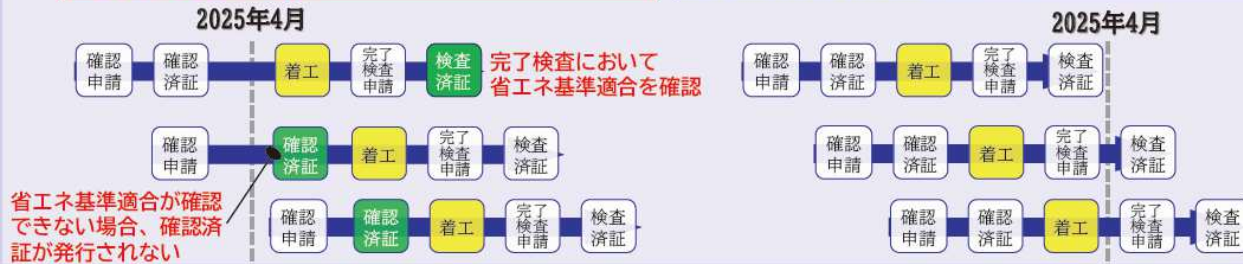
## 基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月**(R7年4月)以降に**工事に着手**するものから適用されます。
- このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。

<省エネ基準適合義務制度の適用について>

**基準適合が必要な場合**(省エネ適判等の対応が必要)

**基準適合が不要な場合**(省エネ適判等の対応が不要)



### 留意事項

- 確認申請から確認済証の交付までには**一定の審査期間が必要**です。このため、2025年4月前の着工を予定する場合は、**余裕をもって建築確認申請**をしてください。
- 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、**完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要**です。省エネ基準への適合が確認できない場合、**検査済証が発行されません**ので、**一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応**してください。

62

47

# 建築物省エネ法(省エネルギー基準)

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

## 省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(基準省令)により規定されています。

住宅: 外皮性能基準 + 一次エネルギー消費量基準    非住宅: 一次エネルギー消費量基準

### 外皮性能基準

住宅

外皮(外壁、窓等)の表面積当たりの熱の損失量(外皮平均熱貫流率等)が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」=外皮総熱損失量/外皮総面積

### 一次エネルギー消費量基準

住宅

非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量(太陽光発電設備等による創エネ量(自家利用分)は控除)が基準値以下となること。

<外皮を通じた熱損失のイメージ>



<一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等>

空気調和設備(暖冷房設備)    換気設備  
照明設備    給湯設備    昇降機(非住宅のみ)

### (参考)省エネ性能向上のための取組例

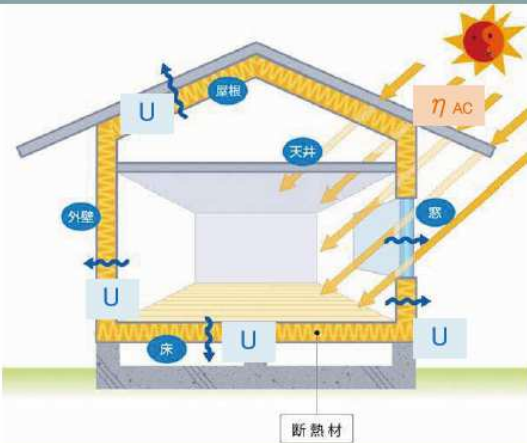


64

48

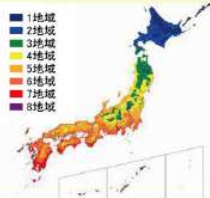
**Point**

- 住宅の外皮性能は、 $U_A$ 値(ユー・エー値)と $\eta_{AC}$ 値(イー・タ・エーシー値)により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている基準値以下となることが必要です。
- 外皮性能の算出は、(一社)住宅性能評価・表示協会のHPで公開されている計算シートが活用可能です。



(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。



**外皮平均熱貫流率( $U_A$ )**

- 室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標
- 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの ※換気による熱損失は除く
- 値が小さいほど熱が入りやすく、断熱性能が高い

$$U_A = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}} \quad (\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K})$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値： $U_A$ [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

**冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ )**

- 太陽日射の室内への入りやすさの指標
- 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- 値が小さいほど日射が入りやすく、遮蔽性能が高い

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1~4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値： $\eta_{AC}$ [%]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

# 建築物省エネ法(一次エネルギー消費性能)

**Point**

- 建築物の一次エネルギー消費性能はBEI値(ビーイーアイ値)により判定され1.0以下となることが必要です。
- 算出に当たっては、建築研究所のHPで公開されているWebプログラムを活用してください。

**一次エネルギー消費性能(BEI値)**

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量注}}{\text{基準一次エネルギー消費量注}} \leq 1.0 ※$$

注: 事務機器等/家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

※ 大規模な非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ

- 工場等: BEI ≤ 0.75
- 事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI ≤ 0.80
- 病院等、飲食店等、集会所等: BEI ≤ 0.85

**基準一次エネルギー消費量**  
標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量

- 空調/暖冷房エネルギー消費量
- 換気エネルギー消費量
- 照明エネルギー消費量
- 給湯エネルギー消費量
- 昇降機エネルギー消費量(非住宅のみ)
- 事務機器等/家電等エネルギー消費量
- 基準一次エネルギー消費量

**設計一次エネルギー消費量**

省エネ手法(省エネ建材・設備等の採用)を考慮したエネルギー消費量

- 空調/暖冷房エネルギー消費量
- 換気エネルギー消費量
- 照明エネルギー消費量
- 給湯エネルギー消費量
- 昇降機エネルギー消費量(非住宅のみ)
- 事務機器等/家電等エネルギー消費量
- エネルギー効率化設備※1によるエネルギー削減量※2
- 設計一次エネルギー消費量

※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置等  
※2 自家消費分に限る

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要**があります。
- 省エネ適判を行うことが**比較的容易な特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略**し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。

## 省エネ性能の評価方法について

### ➤ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁**※又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

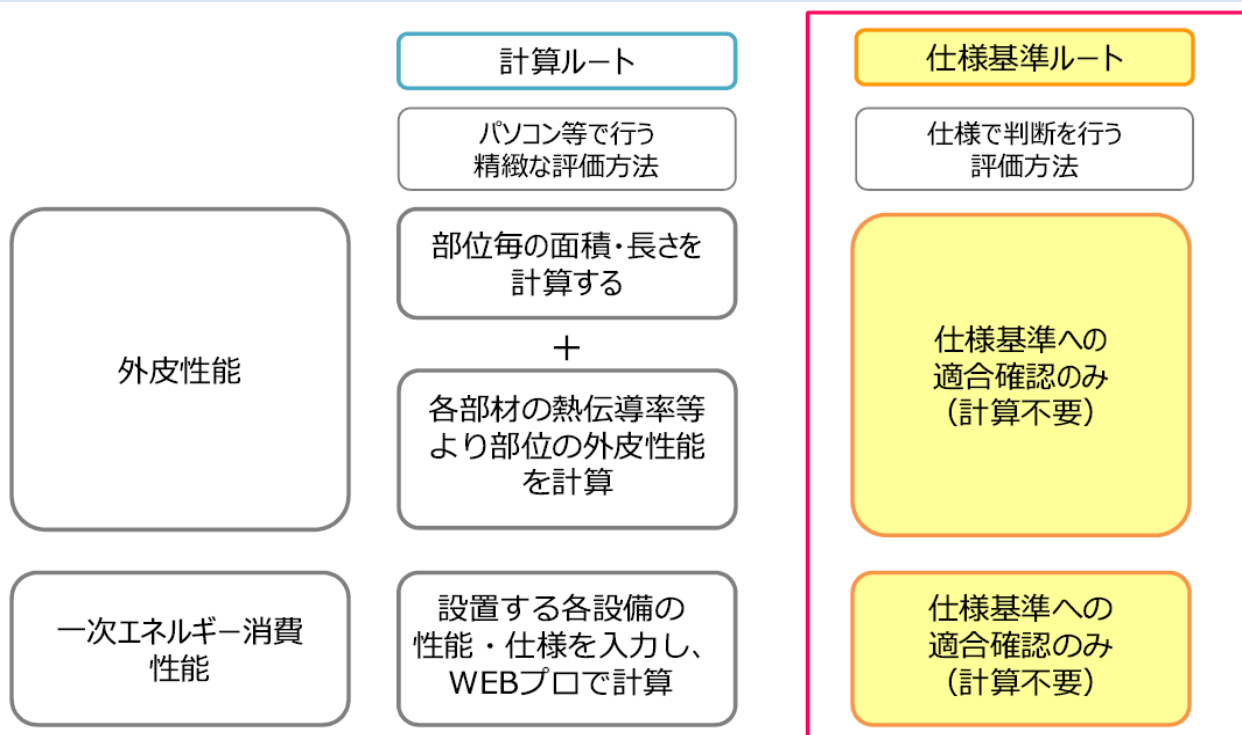
### ➤ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③のいずれか。**住宅**に限る。)に該当する場合は、省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認

- ① **仕様基準**※に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ② **設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
- ③ **長期優良住宅建築等計画の認定**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

# 建築物省エネ法(省エネ基準に基づく評価方法(戸建て住宅))

- ・省エネ基準適合の確認方法として、2種類のルートが設けられている。
- ・計算ルートの場合、省エネ適合性判定が必要となり、仕様基準ルートのように審査が比較的容易な場合は、建築確認において審査が行われる。



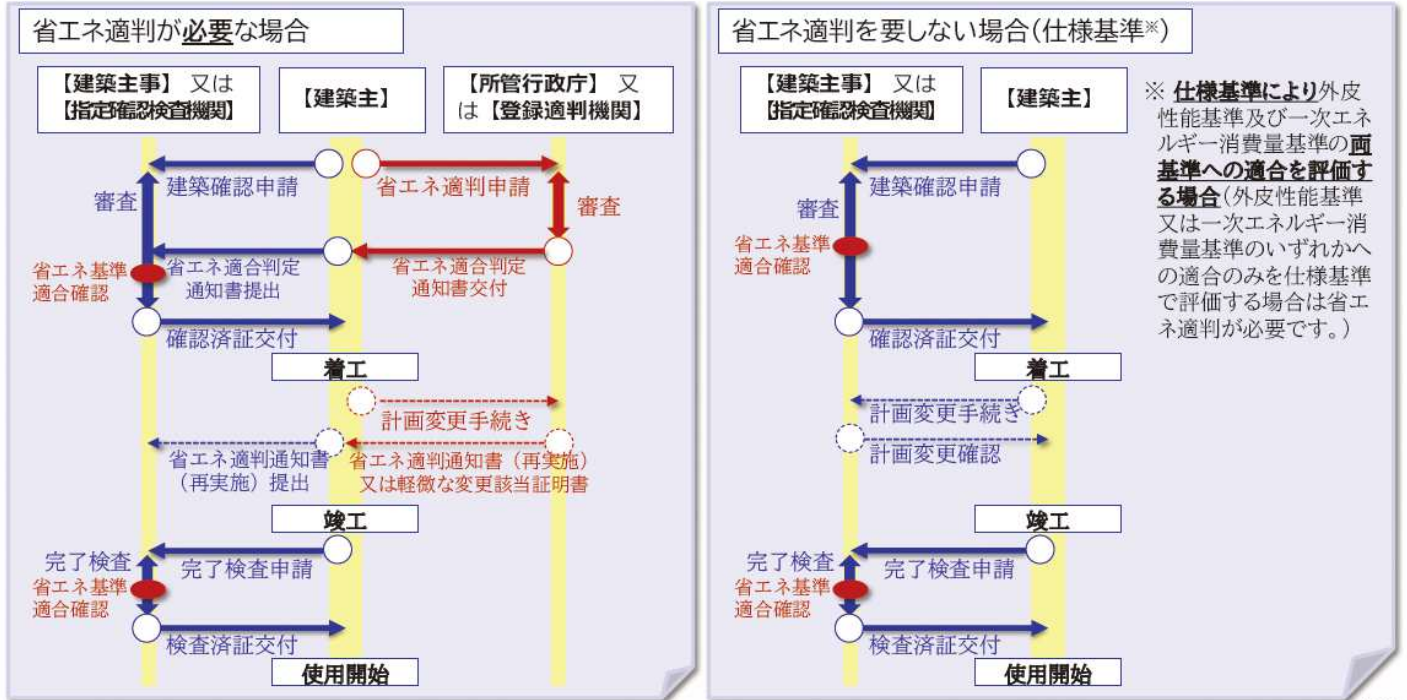


Point

➤ 外皮基準と一次エネルギー消費量基準への適合を仕様基準等により評価する場合、通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

## 手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



68

53

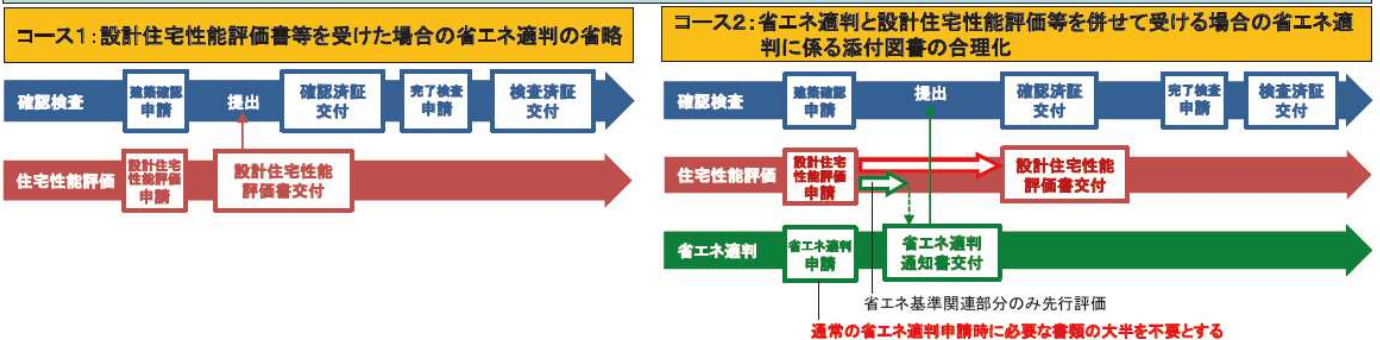
# 住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

Point

➤ 省エネ適判機関の審査負担軽減のため、設計住宅性能評価書等を活用した場合の省エネ適判の審査を合理化しています。

コース1: 設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略

コース2: 省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化



コース1: 設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略	項目	コース2: 省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能の場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅性能評価を同一機関に申請すること
確認申請時に宣言書※の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを確保計画の添付図書とみなす 等

※ 評価書又はその写しを確認審査の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

69

54

# 建築物省エネ法(住宅の仕様基準について)

- ・建築物省エネ法における住宅の省エネ基準では、省エネ計算を行わず省エネ性能(省エネ基準・ZEH水準)への適合を簡易に確認できる方法として仕様基準が定められており、各地域における気候特性に対応した「仕様基準ガイドブック」が作成されている。
- ・この仕様基準を用いる場合は、建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要となる。

## 仕様基準を活用する主なメリット

- ① **省エネ性能**(省エネ基準・誘導基準※1)への適合を簡単に確認可能 ※1 長期優良住宅、ZEH水準等に対応
- ② 2022年11月に仕様基準を見直し、使い勝手が向上
- ③ **建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要(予定)**
- ④ 省エネ基準やZEH水準の**省エネ性能を評価する各種制度**※2にも活用可能 ※2 住宅性能評価、BELSの評価等  
住宅ローン減税の申請時に活用可能
- ⑤ 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することも可能

## 仕様基準ガイドブック

・木造戸建住宅を対象※3として、仕様基準について**チェックリストを用いて簡単に確認する方法を説明する、「仕様基準ガイドブック」を作成。**

・1～3地域 / 4～7地域 / 8地域のそれぞれの気候特性にも対応

※3 8地域はRC戸建住宅も対象

(左) 省エネ基準編、(右) 誘導基準編▶



## 【参考】地域区分

地域の区分	市町村
4	若桜町、日南町、日野町
5	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
6	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町

### 仕様基準の数値等

#### 断熱材の熱抵抗 R [m<sup>2</sup>・K/W]

表中の数値以上であること

部位	4～7 地域			
	充填断熱	軸組工法	枠組壁工法	
屋根 又は 天井	屋根	4.6	4.0	4.0
	天井			
壁	2.2	2.3	1.7	
床	外気に接する部分	3.3	3.1	2.5
	その他の部分	2.2	2.0	—
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.7		—
	その他の部分	0.5		

#### 開口部の熱貫流率 U [W / (m<sup>2</sup>・K)] と日射遮蔽対策

表中の数値以下であること

開口部	4 地域	5～7 地域
熱貫流率	3.5	4.7
日射遮蔽対策	以下のいずれか ●開口部の日射熱取得率が0.59以下であるもの ●ガラスの日射熱取得率が0.73以下であるもの ●付属部材を設けるもの ●ひさし、軒等を設けるもの	

### 設備機器の仕様

設備	4 地域	5～7 地域
暖房設備	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	以下の(イ)又は(ロ)のいずれか (イ) 温水暖房用/パネルラジエーターであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱被覆があるもの ●石油熱源機であって、JIS S3031に規定する熱効率が83.0%以上であるもの ●ガス熱源機であって、JIS S2112に規定する熱効率が78.9%以上であるもの ●フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機(ロ) 強制対流式の密閉式石油ストーブであって、JIS S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの (ハ) ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの - 0.321 × 暖房能力 [kW] + 6.16
冷房設備	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	以下の(イ)又は(ロ)のいずれか (イ) 温水暖房用/パネルラジエーターであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱被覆があるもの ●石油熱源機であって、JIS S3031に規定する熱効率が87.8%以上であるもの ●ガス熱源機であって、JIS S2112に規定する熱効率が82.5%以上であるもの ●フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機(ロ) ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの - 0.321 × 暖房能力 [kW] + 6.16
換気設備	以下のいずれか ●比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合においては比消費電力を有効換気量で除した値)が0.3 [W / (m <sup>3</sup> /h)] 以下の換気設備 ●内径 75mm 以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限り) ●内径 75mm 以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 ●壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備	以下のいずれか ●比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合においては比消費電力を有効換気量で除した値)が0.3 [W / (m <sup>3</sup> /h)] 以下の換気設備 ●内径 75mm 以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限り) ●内径 75mm 以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 ●壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備
給湯設備	以下のいずれか ●石油給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 81.3% 以上であるもの ●ガス給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 83.7% 以上であるもの ●二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JIS C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯効率 又は年間給湯効率が、2.9 以上であるもの	以下のいずれか ●石油給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 77.8% 以上であるもの ●ガス給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 78.2% 以上であるもの ●二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
照明設備	非居室に白熱灯 又は これと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと	非居室に白熱灯 又は これと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと

### 3 施行日前後の取扱い

## 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国資料  
P-20

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、**施行日（令和7年4月1日）以後に工事に着手するものについて適用されます。**

【留意事項】

1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます（下図参照）。
2. 建築確認を円滑に進めるため、  
 ・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について  
 ・下図⑤の場合は構造関係規定等への適合性について  
 施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
3. 下図⑥の場合など、施行日以後に行われる消防同意については、同意期限が7日以内に変更となります。
4. 都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。
5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。
6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>		法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤			確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥			確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦			確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧			確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨			確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩			確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪			確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
⑫			確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>		法施行日（令和7年4月1日）	確認申請（附則第3条）	構造関係規定等への適合確認
④			着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

【留意事項】

1. 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
2. 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>		法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認
⑩			確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

【留意事項】

1. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
2. 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

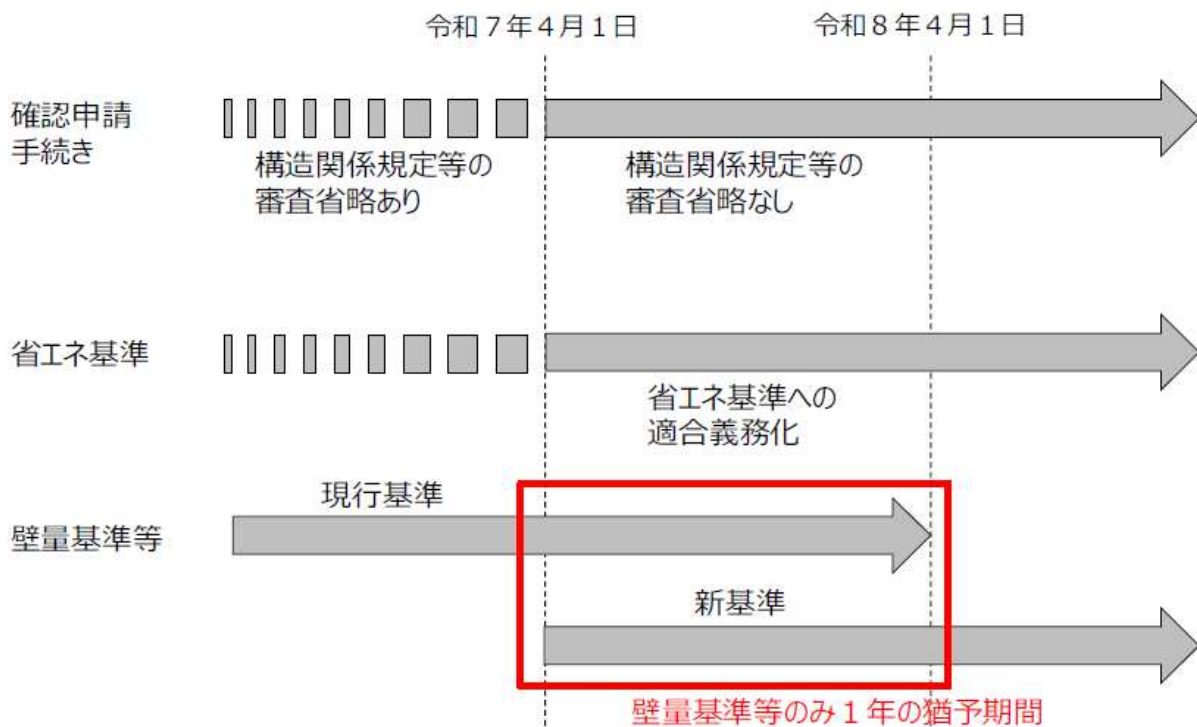
【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更等に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に適用可能です。（建築確認・検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする予定）
3. 経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等（順次追加予定）を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることになります。
4. 確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。（施行日前後の記載方法は下記参照。適用区分の記載欄の「その他」には、枠組壁工法等（順次追加予定）が該当します。）

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	中間・完了検査（計画変更）申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

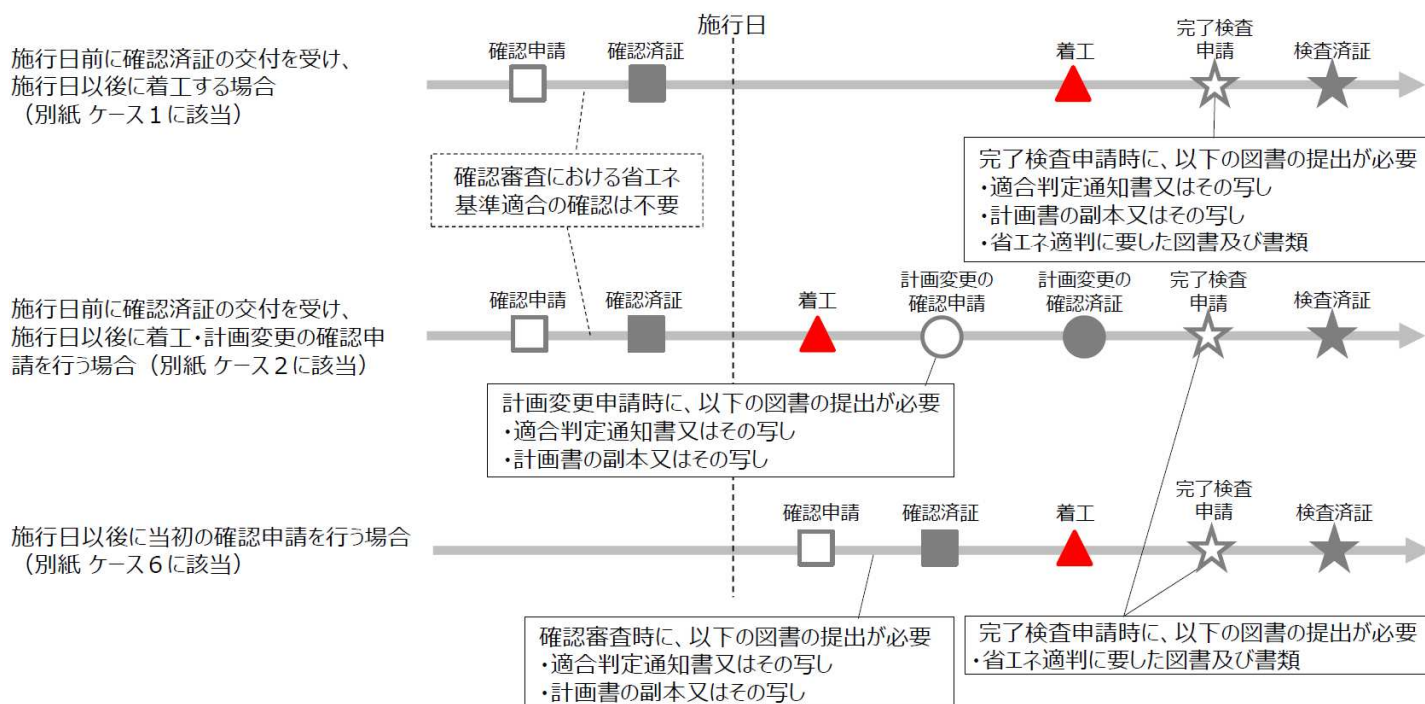
## 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

○ 2階建ての木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等については、経過措置として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、現行の壁量基準等を活用することができるが、審査省略制度（4号特例制度）の見直しや省エネ基準の適合義務化は令和7年4月1日からスタートするため、注意が必要。



# 改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等が提出されることとなる。
- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しが提出されることとなる。

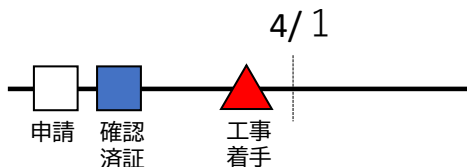


63

## お願い事項

**確認済証の交付の時期と工事着手日によって手続きが異なります。**

### 都市計画区域内の場合



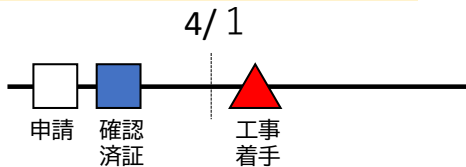
**確認済証の交付: 3月31日以前**  
**工事着手 : 3月31日以前**

- 3月は確認申請窓口が込み合うことが予想されますので、**余裕をもって確認申請のご提出をお願いします。**
- 申請状況によっては3月中に確認済証の交付ができず、4月1日以降に審査がずれ込む場合があります。その場合は、改正法の適用になり、構造等の4号特例の部分の確認が必要になります。
- 工事着手がわかる資料の整理をお願いします。

64

## お願い事項

### 都市計画区域内の場合



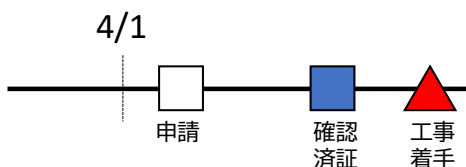
確認済証の交付:3月31日以前  
工事着手 :4月1日以降

- 3月以前に4月1日以降の工事着手で確認申請を提出する場合、構造等の4号特例の部分について確認申請時に確認する場合がありますので、改正後の法適合性について、あらかじめ窓口にご相談をお願いします。
- 省エネ基準を仕様規定等以外で省エネ計算による場合は、**4月1日以降に適合性判定の申請が必要となり、計画変更もしくは完了検査申請時に副本等の提出が必要です。**
- 改正法への適合を計画変更または完了検査時に確認できない場合は、**検査済証等を交付することができません。**
- 5月以降の着手のものは、年度内は窓口が込み合うことからなるべく4月1日以降に申請をお願いします。

65

## お願い事項

### 都市計画区域内・区域外の場合



確認申請の提出:4月1日以降  
工事着手 :4月1日以降

- 申請様式は、改正後の様式でご提出をお願いします。
- 法定審査期間は**35日**ですので、工事着手の35日前までに申請をお願いします。
- **省エネ基準を仕様規定等以外で省エネ計算で適合させる場合は、適合性判定の申請が必要です。**
- 構造の経過措置の適用を受ける場合も、構造関係書類の添付が必要です。
- 手数料が改正された場合、改正後の金額で納付ください。
- **都市計画区域外で4月上旬に着工したい場合は、3月以前に申請はできませんので、提出予定の確認申請窓口・省エネ適合判定機関等に事前相談の上、申請をお願いします。**

66

## 【参考】工事の着手

---

### 工事の着手の時点

一般的には「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点です。

### 工事の着手に該当しない行為

- 地盤調査のための掘削行為、ボーリングの実施
- 現場の整地、やり方
- 地鎮祭の挙行
- 現場の仮囲いの設置
- 現場事務所の建設
- 既設建築物の除却
- 現場への建設資材、建設機械の搬入
- 工事請負契約書の締結

完了検査等で着工日を確認する場合がありますので、改正法施行日をまたぐ工事の場合、検査員等に資料が求められた際に提出ができるよう、着工日の確認できる資料の準備をお願いします。(例 着工日のわかる工事看板入りの工事写真、工程表等)

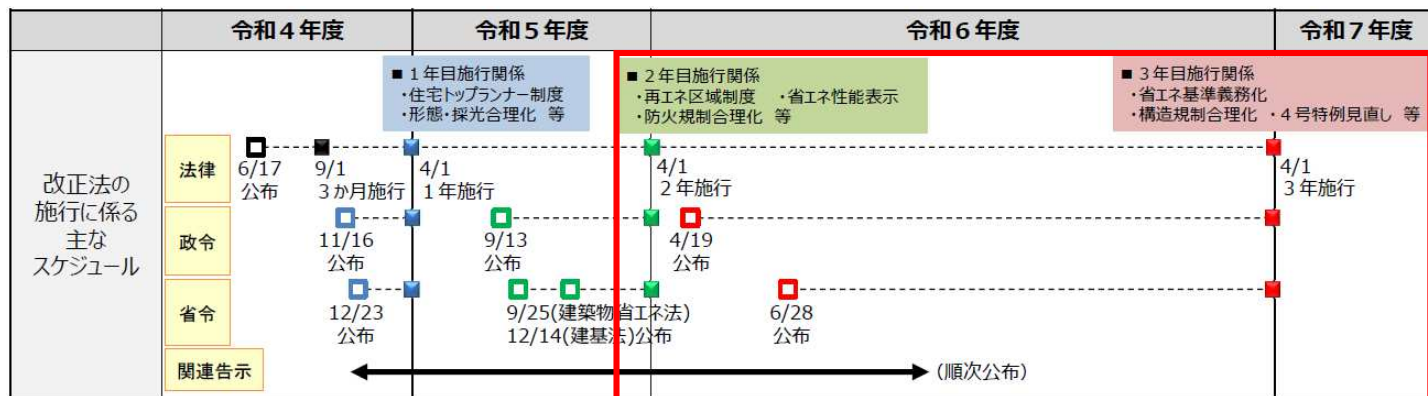
67

## 【参考】国の今後のスケジュール

---



# 【参考】改正法施行に向けた国土交通省のスケジュール(予定)



事業者	審査者	取組	令和6年度		令和7年度
			実施	完了	実施
①	○	改正法制度説明会	R5版配信	テキスト完成(9月中旬)	R6版配信
②	○	設計等実務講習会		47都道府県+10主要都市	
③		断熱施工実技研修会	DM送付(9月上旬)	47都道府県	
④		関係団体等による説明会・講習会		各団体において開催	
⑤	○	改正法に係る各種マニュアル等の送付	HPで希望受付(R5版)	業界団体に送付・HPで希望受付(R6版)	
⑥		各種窓口・イベント等でのチラシ配布		住生活月間 各窓口において配布	
○		建築士サポート体制		サポート体制確保	サポート実施
①		特定行政庁・審査機関向け説明会	7/9	オンライン配信	
②		省エネに係る完了検査マニュアル等説明会	8月以降(単発開催)		
③		所管行政庁向け省エネ適判講習会		オンライン配信(通年で受講可能)	
④		特定行政庁・指定機関の会議等での周知		各団体の会議において周知	
⑤		JCBA構造部会による構造関係説明会		順次開催	
⑥		省エネ適判機関の体制整備		支援実施	

(国の改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議資料から抜粋)

## 【参考】国が実施する説明会等

### <事業者向け周知方策>

①改正法制度説明会	目的	対象者	実施回数・時期	備考
①改正法制度説明会	・制度(政省令含む)を中心とした全体像の周知【共通】	広く関係者(建築士、審査者、関係事業者等)	【R5】11月 10主要都市×1回 【R6】動画配信(通年) <b>公開中</b>	オンライン講座としてHPで通年受講可 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
②設計等実務講習会	・制度(政省令含む)を中心とした全体像の周知【共通】 ・建築物省エネ法の手続きや仕様基準等の習熟 ・旧4号に係る手続き、図書、構造基準の習熟	中小の工務店・建築士(審査者も可) <b>受付中</b>	【R5】11月～2月 対面: 全都道府県×1回 動画: 通年配信 【R6】10月中旬～12月予定 対面: 全都道府県×1回(10主要都市は2回) 動画: 通年配信	<b>9月上旬(予定)</b> に ・DMによる周知 ・プレスリリース ・予約開始 ※テキストはR6版に更新予定 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
③断熱施工実技研修会	・断熱施工技術への習熟	中小の工務店・建築士 <b>実施中</b>	【R5】6月～2月 都道府県単位 【R6】8月上旬～1月を予定 都道府県単位	<b>7月上旬</b> から予約開始予定
④関係団体等による説明会・講習会	・関係団体(業界団体、特定行政庁、指定機関)等が関係する会員等向けに実施	関係団体の会員事業者等	【R5】 【R6】7月以降順次の開催を依頼	※各団体の講師養成のための国交省からの講師派遣・テキスト提供を要請に応じて実施
⑤改正法に係る各種マニュアル等の送付	・省エネ手続き、4号特例飲み直し等に係る申請・審査マニュアル等について、希望者に対して個別資料発送	業界団体・事業者等 <b>受付中</b>	【R5】講習会等時の配布、DMでの個別送付 【R6】HPで随時希望受付	R6版資料の作成(10月頃を予定)後は、送付資料をR6版に切替え
⑥各種窓口・イベント等でのチラシ配布	・省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること	広く一般	【R5】DMでの個別送付、各団体を通じた配布 【R6】各種窓口: 通年配布、DMの個別送付	<b>建築士事務所と建設業許可(建築一式工事)を受けた事業者</b> にDM発送

# 【参考】改正法施行に向けた国土交通省のスケジュール

参加費無料 令和6年度 国土交通省補助事業

## 建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務講習会

2025年4月1日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の拡大、水道戸建住宅の壁量計算等の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。省令・告示の概要及び申請時における注意点などについて解説を行う講習会を開催しますので、奮ってご受講ください。

**省令・告示の概要**：建築基準法・建築物省エネ法  
**申請時における注意点**：注意、注意、注意  
※講習会専用HPからまたは、③裏面のFAX用紙等を用いてお申し込みください。

**受講対象者**：設計等の実務を行う建築士、建築士事務所等  
**開催期間**：2024年10月～2024年12月 全国47都道府県で開催します。会場・開催日時の詳細については、下記の表または下記URLをご覧ください。  
[https://krs.bz/koushoku-setsumei/kai/sr6\\_kenki/ku-jrsumu](https://krs.bz/koushoku-setsumei/kai/sr6_kenki/ku-jrsumu) 講習会専用HP  
**申込方法**：①講習会専用HPから または、③裏面のFAX用紙等を用いてお申し込みください。  
**講習内容**：令和6年度公布 省令・告示の概要、建築確認申請/省エネ適合申請時における注意点、施行日直後の留意事項 など（※詳細用紙をご確認ください。）

※講習会と同じ内容を右記のオンライン講座でも受講できます。  
(11月下旬頃公開予定) <https://shoenehou-online.jp/> オンライン講座

都道府県	会場	開催日時	都道府県	会場	開催日時	都道府県	会場	開催日時
北海道	札幌	10月24日	北海道	旭川	11月15日	北海道	釧路	11月14日
北海道	旭川	10月25日	北海道	帯広	10月29日	北海道	網走	11月15日
北海道	帯広	10月26日	北海道	稚内	10月29日	北海道	紋別	11月15日
北海道	稚内	11月12日	北海道	室蘭	11月15日	北海道	苫小牧	11月15日
北海道	室蘭	11月13日	北海道	千歳	11月15日	北海道	恵庭	11月15日
北海道	千歳	11月14日	北海道	札幌	11月15日	北海道	岩手	11月15日
北海道	札幌	11月16日	北海道	秋田	11月15日	北海道	山形	11月15日
北海道	秋田	11月17日	北海道	福島	11月15日	北海道	宮城	11月15日
北海道	福島	11月18日	北海道	茨城	11月15日	北海道	栃木	11月15日
北海道	茨城	11月19日	北海道	群馬	11月15日	北海道	埼玉	11月15日
北海道	群馬	11月20日	北海道	千葉	11月15日	北海道	東京	11月15日
北海道	千葉	11月21日	北海道	神奈川	11月15日	北海道	新潟	11月15日
北海道	東京	11月22日	北海道	富山	11月15日	北海道	石川	11月15日
北海道	富山	11月23日	北海道	福井	11月15日	北海道	山梨	11月15日
北海道	福井	11月24日	北海道	長野	11月15日	北海道	岐阜	11月15日
北海道	長野	11月25日	北海道	愛知	11月15日	北海道	三重	11月15日
北海道	愛知	11月26日	北海道	滋賀	11月15日	北海道	和歌山	11月15日
北海道	滋賀	11月27日	北海道	奈良	11月15日	北海道	京都府	11月15日
北海道	和歌山	11月28日	北海道	大阪府	11月15日	北海道	兵庫県	11月15日
北海道	京都府	11月29日	北海道	岡山	11月15日	北海道	広島	11月15日
北海道	岡山	11月30日	北海道	山口	11月15日	北海道	徳島	11月15日
北海道	山口	12月1日	北海道	香川	11月15日	北海道	愛媛	11月15日
北海道	香川	12月2日	北海道	高松	11月15日	北海道	福岡	11月15日
北海道	高松	12月3日	北海道	佐賀	11月15日	北海道	熊本	11月15日
北海道	佐賀	12月4日	北海道	大分	11月15日	北海道	鹿児島	11月15日
北海道	大分	12月5日	北海道	宮崎	11月15日	北海道	沖縄	11月15日
北海道	宮崎	12月6日	北海道	鹿児島	11月15日	北海道	沖縄	11月15日
北海道	鹿児島	12月7日	北海道	沖縄	11月15日			
北海道	沖縄	12月8日						

10:00～12:30・14:00～16:30 の2日開催 ※終了時刻は変更になる可能性があります。お申し込みは先着順とし、定員になり次第、締め切ります。

実施団体：令和6年度 建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務講習会事務局

## ＜国実施の講習会＞

### 建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務講習会

- 令和6年度は令和6年度公布の省令/告示の概要、建築確認申請・省エネ適判申請時における注意点などについて開催。
- 同様の内容について**オンライン講座**を受けられるサイトを**開設**予定(現在のオンライン講習サイトを更新)



講習会専用HP

## ※全国47都道府県で開催

### 鳥取会場(各回定員850名)

日時:令和6年11月14日(木)

10:00-12:30 14:00-16:30の2回

会場名:鳥取市民会館 大ホール

会場住所:鳥取県鳥取市掛出町12

### 鳥根会場(各回定員1200名)

日時:令和6年11月15日(金)

10:00-12:30 14:00-16:30の2回

会場名:鳥根県民会館 大ホール

会場住所:鳥根県松江市殿町158

## 4 検査済証のない建築物の増築等について